



阿寒湖の美

日本でただ一つのマリモのある湖として有名である。青く澄んだ水を湛え、湖岸線は出入が多く変化に富み、見事な原始林が水面に迫つくる幽すい境、神秘的な湖である。



発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T 033881-240545
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話037151~3番

第三四号
会報

もくじ

一、会務報告 2

一、日行連定時総会報告 3

一、支部だより 5

札幌支部定時総会
釧路支部定時総会
小樽支部定時総会
十勝支部研修会

一、行政書士試験案内 7

一、会員移動 6

一、事務局日誌 8

特報

北海道行政書士会 労務部会の発足

時代の変遷に伴う労務保険士法に対処すべく労務部会の創立総会を左記により開催する。

部会入会希望者の多数の集りを切望する。

記

一、日時 昭和四十二年八月五日午後一時

一、会場 札幌市北四条西一丁目 共済ビル八階

会務報告

第四回常任理事会

一、日時 昭和42年6月19日午後6時

一、場所 札幌市北2・西3 辰美旅館

一、出席者 渡辺会長、佐藤、藤山副会長

鈴木、成沢、有馬、森口、荒

：常任理事…

事務局 2人

特別出席者 高田、成田、中川、遠藤

：常任理事…

事務局 2人

- 昭和42年度日行連定時総会状況
- 事出席
一、日時 昭和42年5月21日午後1時
一、場所 東京都中央区築地一丁目1番
区立中央会館会議室
- 一、議事
イ、第1号議案
昭和41年度収入支出決算報告
異議なく承認と決定
- ロ、第2号議案
昭和42年度事業計画案
一括上程、共に二、三の質問あって採決により承認
- ニ、役員補充選任の件
監事 埼玉会一人
理事 千葉会一人、静岡会一人
愛知会一人
ホ、名譽会長（現清丸名譽会長）の名称を取消し案の審議
浅井日行連会長に一任することに決定
- ヘ、表彰規定制定の件
原案通り決定

- 昭和42年度日行連支部長及び理事会状況
- 一、日時 昭和42年6月6日
一、場所 静岡市
北海道会より藤山副会長出席
- イ、専門部会設置の件
特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。
- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。
- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。
- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。
- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 一、要望事項
東京会、宮崎会、秋田会より夫々要望事項あり。
日行連事務所を東京都に置くこと。
行政書士の補助者として司法書士等類似業者の使用を認めない（法改正を要すること）。
- イ、会長から要請のあつたとき
ロ、委員会が必要ありと認めたとき
- （2）会議の成立
イ、会議は出席した委員を以て開く。但し出席委員5名に満たないときは成立しない。
ロ、其の他細部に亘る各項も入れること。
- 三号議案 会員の品位保持に関する件
イ、綱紀委員会は会員の品位保持に関する事項を掌ることは勿論だが、委員は担当支部の実情を把握し非行政書士に対しても綱紀委員会の掌る範囲に入れるべきである。
ロ、本会より処分退会者のある場合は該当支部綱紀委員にも通知すること。
- ハ、会員の品位保持のため、支部長、綱紀委員の主催によって行政書士法の講習会等開催する必要がある。
- イ、会議は出席した委員を以て開く。但し出席委員5名に満たないときは成立しない。
ロ、其の他細部に亘る各項も入れること。
- 二、正副議長選出
1、会長挨拶
日行連浅井会長が会の現況と今後の方針について説明を加えた挨拶あり。
- 2、正副議長選出
司会者一任と決定。
- 議長・埼玉県会長 石井氏
副議長・宮崎県会長 土屋氏を指名
議事録署名員 青森会 米沢氏
岐阜会 柳原氏
- 3、議長より議事録署名員の指名あり
議事録署名員 青森会 米沢氏
- 4、会務並びに業務報告
日行連浅井会長、プリントにより報告。
報告の中で連合会運営に功績のあったものを10名程度を自治大臣より表彰をお願いしてあったが、本日の総会までの日時がなく実現出来なかつたことが報告された。
- 5、議事審議
(1) 第1号議案 昭和41年度収入支出決算報告上程
程、統いて監査報告。
二、三の質問あって異議なく承認と決定。
(2) 第2号議案 昭和42年度事業計画案
第3号議案 昭和42年度収入支出予算案一括上程。

- 昭和42年度日行連支部長及び理事会状況
- 一、日時 昭和42年6月6日
一、場所 静岡市
北海道会より藤山副会長出席
- イ、専門部会設置の件
- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。
- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。
- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。
- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。
- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 一、日時 昭和42年6月6日
一、場所 静岡市
北海道会より藤山副会長出席

- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

- ハ、業務違反者の処置について
再調査をするものは種々の方法で確認すること。

- 非行政書士には入会を勧誘すること。
入会せざるものは道警、其の他の関係機関に積極的に取締りを要請すること。

- 二、会費滞納者の処分について
会則に従い処置すること。
- イ、専門部会設置の件

- 特別出席者（前掲）を世話人として労務に関する専門部会の設置を承認して貰いたい。次の機会に正式発足し具体的成案を得たい。

- ロ、未加入者に対する入会勧誘について
金道的に積極的に行なうこと。

口、理事 東京会 阿部友藏氏
大倉宗太郎氏
愛知会 高橋二三氏の三氏は
辞任届提出
以上三氏の辞任承認。
後任理事として
千葉会 落合良一氏
静岡会 一名
愛知会 三原庄一氏と決定。
ハ、相談役推せんの件
日行連会長より、元日行連会長であった橋本雅晴氏を本会の相談役に推せんしたいと提案。
本雅晴氏を本会の相談役に推せんしたいと提案。
日行連会長より、元日行連会長であった橋本雅晴氏と決定。
二、現清丸名譽会長より名譽会長の名稱を附与しないことにしたいと浅井会長より提案したが(具体的な説明を北海道会藤山代議員から求めた)事の理由は公会の席上であり、人権上具体的な事例はさけ度いとの説明によりこれを諒承、種々論議の結果、現浅井日行連会長就任の折現会長の推せんしたものであるから本総会に附議すべき事案でない。清丸名譽会長の処遇は浅井会長に一任することに決定された。
表彰規定原案をプリントにより説明あり、原案通り決定。
7、その他
○東京会より要望
1、日行連事務所を東京都に置く。
2、現在全国を八支部に区分組織されているが、支部は複数として考へてある。
6、表彰規定制定の件
表彰規定原案をプリントにより説明あり、原案通り決定。
7、表彰規定制定の件
表彰規定原案をプリントにより説明あり、原案通り決定。
7、その他
1、日行連事務所を東京都に置く。
2、現在全国を八支部に区分組織されているが、支部は複数として考へてある。
6、表彰規定制定の件
表彰規定原案をプリントにより説明あり、原案通り決定。
7、その他
1、日行連事務所を東京都に置く。
2、現在全国を八支部に区分組織されているが、支部は複数として考へてある。

昭和42年7月5日

支部だより

札幌支部定時総会

一、日 時 昭和42年5月27日午後1時
一、場 所 札幌市北一丁目7-1
北海道警察共済会館会議室

一、出席者 30名

一、議 事

犬飼副支部長開会宣言
支部長挨拶

森口支部長、今年度の計画等について説明を加え挨拶。

2、議長選出

支部長の指名と決定され、小城清一氏を指名す。

小城清一氏、議長席に着席、議長就任挨拶。

3、議事録署名員、記録員

議事録署名員には小城清一氏、犬飼竹治氏と決定。

4、報 告

昭和42年度事業報告

昭和41年度事業報告

昭和42年度収支決算報告を一括上程。

各担当役員よりそれぞれ説明があり、二、三の質問あって異議なく承認決定。

昭和42年度収支予算案を一括上程され、原案通り費用は流用を認める事を付加えて承認と決定。

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部定時総会

一、日 時 昭和42年5月6日
一、場 所 釧路市浦見町2丁目 三吉会館

一、出席者 25名・委任状10名

一、議 事

午後1時35分、副支部長大沢清氏開会宣言。

として出席した犬飼副支部長より総会の状況を詳細に報告された。

5、議案審議

各担当役員よりそれぞれ説明があり、二、三の質問あって異議なく承認決定。

昭和42年度事業計画案

昭和41年度収支決算報告を一括上程。

昭和41年度事業報告

昭和42年度収支予算案を一括上程され、原案通り費用は流用を認める事を付加えて承認と決定。

昭和42年度収支予算案を一括上程され、原案通り費用は流用を認める事を付加えて承認と決定。

昭和42年度収支予算案を一括上程され、原案通り費用は流用を認める事を付加えて承認と決定。

昭和42年度収支予算案を一括上程され、原案通り費用は流用を認める事を付加えて承認と決定。

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

○第1号 昭和41年度事業経過報告

重点を①未入会者の入会促進並びに勧告 ②非

書士の取締並びに違法行為の防止 ③支部執行

体制の確立に置いたことを報告・満場一致承認

一、報告事項

昭和42年7月5日

支部だより

釧路支部5月定例役員会

一、期 日 昭和42年5月18日午後6時40分
一、場 所 釧路市錦町5丁目5番地 当支部事務所

一、出席者 支部長 伏見 勇
副支部長 尾越勝典
同 大沢 清
常任理事 細木貞次
監事 佐藤猛

一、議 事

午後5時30分

1、支部長、伏見 勇氏 挨拶
2、釧路支店長(代理坂上主事補)祝辭
3、議長選任、常見庄司氏議長となる。

4、報告議案上程

◆ 处分退会

(第34号)

支部	氏名	住所	退会月日	事由
札幌	石岡 豊太郎	札幌市月寒東1条10丁目	6・30	上記7名は、会則第58条第2項の規定により昭和42年6月30日限り退会
空知	長尾 安夫	樺戸郡月形町市北8	〃	五円切手をはった返信用封筒を必ず同封するこ
網走	生田 栄一	紋別市幸町2丁目	〃	と。
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	受験についての問い合わせは、北海道総務部地方課（札幌市北三条西六丁目 電話二十五局九一一番、内線四三八番）又はよりの支庁地方部総務課地方係に對して行なうこと。
室蘭	唐崎 政晴	苦小牧市勇払25	〃	(2)、受験資格を有することを証明する書類（市町村長その他官公署の長、学校等の発行する在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証等）
高	斎藤 良和	浦河郡浦河町字堺町77の41	〃	(3)、受験手数料一、〇〇〇円（北海道収入課紙を受験証の所定欄にはりつけること）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	八、受験資格認定手続
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	前記五受験資格(2)に該当する者で知事の認定を受けようとするものは、別記様式による受験資格認定申請書に次の書類を添えて知事に提出すること。
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	(1)、履歴書
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	(2)、学業証明書（最終学校の卒業又は終了証明書）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	(3)、前記五受験資格(2)に該当する者であることを証明する書類
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	九、その他
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	(1)、受験資格の認定は、受験願書提出前に行なう必要があるので、すみやかに申請書を提出し、受験
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	十勝支部に於いて農地法に関する講習会開催の旨電話連絡
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	10月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	11月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	12月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	13月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	14月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	15月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	16月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	17月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	18月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	19月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	20月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	21月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	22月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	23月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	24月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	25月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	26月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	27月（16日以降）
十勝	米森 順治	中川郡本別町字本別北見通15	〃	28月（16日以降）

別記様式

受験資格認定申請書

年 月 日

年 月 日

年 月 日

北海道知事殿

申請者 本住(ふり)姓

年 月 日

北海道知事殿</p

北海道行政書士会労務部会設置趣意書

時代の変遷にともない労務管理が企業經營上に占める重要度は極めて大きく、企業間の競争の激化は労務管理の近代化と合理化を要求しておるものであり、これに伴う労働者災害補償保険法以下一連の保険制度は労使間に大きく寄与するものであります、その手続は複雑であり企業にとつては相当の負担となつてゐるのであります。

する諸手続書類並びに帳簿類の作成代行業務を能率的に行なつて、労使双方の利益を図り、もつて企業の安定化をもたらし、その社会的役割を高度に果たそうとします。

法以下一連の保険制度は労使間に大きく寄与するものがありますが、その手続きは複雑であり企業にとつては相当の負担となつて いるのであります。

導に応じ、又労働及び社会保険に関する法令に基づいて、行政機関等に提出

会員各位は社会の情勢を御理解の上
絶大なる御協力を願いいたします。